

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	洲本市 (28205)
地域名 (地域内農業集落名)	鮎原宇谷 (鮎原宇谷)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	16.2 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	15.4 ha
② 田の面積	15.5 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.5 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	4.5 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における○才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha

(備考)

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における○才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地域では水稻、タマネギを中心とした露地野菜による農家が中心となっているが、高齢化により担い手不足が著しく、耕作放棄地の増加により獣被害が年々ひどくなっている。担い手の確保が急務となっており、持続可能な農地利用をするためにも、里山、耕作放棄地の管理と防護柵等のインフラ整備も必需となっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

今後も各担い手による水稻、タマネギを中心とした露地野菜を中心とした農業経営は継続していく。急務の獣害対策を行い、草刈りなどの管理は機械化をすることで農地の維持を図っていく。ため池、農道、水路の管理は集落全体で取り組んでいく。小さな圃場に関しては生業と家庭菜園問わずに積極的に農地を利用してもらう。新規就農者や移住者へ地区一体となり支援を行っていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

今後、集落が農地の利用希望の方を受け入れる窓口となり、担い手を募集していくので、耕作放棄地委託の許可をもらえる農用地全域を地域計画の範囲に入れていく。また農用地として10年後も利用できるように維持管理し担い手にスムーズに委託できるようにする。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	20.7 %	将来の目標とする集積率	17.9 %
--------	--------	-------------	--------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

離農する農家がいる場合は、隣接する耕作者に相談してもらい、管理の継承をしてもよいという若い担い手や新規就農者が現れた場合はその者に農地を委託する。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

高齢化と担い手不足が著しく、規模拡大志向の農業者も少ない中、経営、管理の継承をしてもよいという若い担い手や新規就農者が現れた場合はその者に農地を集積する。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

地域計画の策定後は、中間管理機構を使って農地の貸借を進めていく。集落が窓口になり農地の利用者を積極的に募集していく。また所有者の許可無く農地の貸借が行われないように、集落が窓口となり周知していく。

(3) 基盤整備事業への取組

有機志向の農家が多いため、20aの区画整理ではなく極小のほ場について小規模な区画整理ができる事業があれば活用を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

宇谷地域では農体験や就農希望者に対して、地域全体で受け入れ体制をとっている。認定農業者も存在しているので研修生やインターの引き入れはもちろん農地の紹介が円滑に進むように体制を整えていく。生業と家庭菜園問わずに積極的に農地を利用してもらう。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

その都度必要に応じて対応する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①防護柵の設置と耕作放棄地の管理、里山整備に伴うバッファゾーンの設置を行う。他集落の狩猟者と連携をとり、檻罠での捕獲もしていく。

②現在、宇谷地域では有機志向の農家が多いので受け入れもしやすい。

③地域の草刈りなどをスマート化して労働力の軽減を図る。

⑦利用希望者に引き渡し易くするためモア等の農機具の導入を検討し耕作放棄地の管理を省力化していく。

また、中山間地域等直接支払交付金制度や多面的機能支払交付金制度を活用し、地域内の農地、農道、水路、ため池等の保全をする。

⑧⑩離農し使わなくなった農機具や倉庫などは地域において情報管理し、許可があれば利活用させてもらう体制を進めていく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図 上の表示	備考
認農		水稻、野菜、繁殖和牛	0.16 ha	ha	水稻、野菜、繁殖和牛	0.16 ha	ha	青色	
認農		水稻、野菜、養鶏	0.27 ha	ha	水稻、野菜、養鶏	0.27 ha	ha	黄色	
認農		野菜、養鶏	1.32 ha	ha	野菜、養鶏	0.94 ha	ha	ピンク	
認農		水稻、野菜、果樹	1.62 ha	ha	水稻、野菜、果樹	1.53 ha	ha	オレンジ	
利用者		水稻、野菜	1.49 ha	ha	水稻、野菜	1.41 ha	ha	水色	
利用者		水稻、飼料作物	1.57 ha	ha	水稻、飼料作物	1.62 ha	ha	薄紫	
利用者	その他耕作者(28名)	水稻、野菜	9.80 ha	ha	水稻、野菜	5.83 ha	ha	グレー	
	未定		ha	ha		4.46 ha	ha	茶色	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	8経営体		16.2 ha	0 ha		16.2 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する
集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は
「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積
を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得てください。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、
経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め
てください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。